

『反差別』

連続企画 第3回 性差別としての セクシュアル・ ハラスメント

「セクシュアル・ハラスメント」が1989年の新語・流行語大賞に選ばれ、また、日本で初めてセクシュアル・ハラスメントを前面に出して、不当な性差別を争った福岡セクハラ訴訟が提訴されてから30年が経過しました。しかし、2018年には財務省事務次官によるセクハラ発言が報道され、日本のトップエリートがセクハラに当たる言動を繰り返していたことが明らかとなりました。また、都議会で、女性議員が、妊娠や出産に関する都の支援政策について質問した際、議場から「早く結婚しろ」などのセクハラやじが飛び交ったことも記憶に新しいと思います。現在も、日本において、セクシュアル・ハラスメントがなくなることはなく、雇用の場で横行しています。

セクハラは、差別であり、人権問題です。しかしながら、日本におけるセクハラという人権問題に対する意識は低いと言わざるを得ません。

なぜ、雇用の場でセクシュアル・ハラスメントがなくなるのか、社会学者の牟田和恵氏とセクシュアル・ハラスメントや性暴力事件を専門とされる弁護士角田由紀子氏をお呼びし、改めて差別としてのセクシュアル・ハラスメントを考えたいと思います。

日時

2019年9月18日(水)午後3時～5時30分(2時30分開場)

大阪弁護士会館10階1001・1002会議室

第1部 基調講演

講師 牟田和恵氏(大阪大学大学院人間科学研究科教授)
角田由紀子氏(弁護士・第二東京弁護士会)

第2部 パネルディスカッション

パネリスト

牟田和恵氏(大阪大学大学院人間科学研究科教授)
角田由紀子氏(弁護士・第二東京弁護士会)

コーディネーター

雪田樹理 会員(大阪弁護士会人権擁護委員会委員)

総合司会

下迫田浩司 会員(大阪弁護士会人権擁護委員会委員)

【講師紹介】

牟田和恵氏 大阪大学人間科学研究科教授(社会学・ジェンダー論)

日本で初めてのセクハラ訴訟(福岡)で、原告を支援する「性的嫌がらせとたたかう裁判を支援する会」代表となる。大学でのセクハラ問題にも関与し、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク」を97年に発足する。

著書に、「部長、その恋愛はセクハラです!」(集英社新書・2013年)、「ここからセクハラ!アウトが分からない男、もう我慢しない女」(集英社・2018年)など。

角田由紀子氏 弁護士(第二東京弁護士会所属)

日本で初めてのセクハラ訴訟(福岡)で、原告の訴訟代理人となる。性暴力被害者の権利擁護活動をし、セクシュアル・ハラスメントや性暴力事件を専門とする。

【参加申込書】 申込先:FAX06-6364-7477

代表者氏名

参加人数

名

ご所属

連絡先(メールアドレスもしくは電話番号)

手話通訳を希望する

文字通訳を希望する

(インターネットでのお申込)

大阪弁護士会HPの新着・イベント欄からお申し込みください。

<http://www.osakaben.or.jp/index.php>



※ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、参加人数把握のために使用いたします。また、個人情報は、本イベント終了後、直ちに破棄若しくは消去いたします。

一時保育・一時預かりサービス(要予約・無料)

対象：原則、首がすわっている乳児～小学生相当年齢児

時間：9月18日(水) 14:45～17:45まで

申込方法：9月4日(水) 17:00までに、下記にお電話にてお問い合わせください。希望者に送付する申込書の提出をもって申込が完了します。

備考：申込人数により、お断りさせていただくことがあります。予めご了承ください。



手話通訳、文字通訳あり(要予約・無料)

※9月4日(水) 17:00までに、上記または大阪弁護士会HPからお申込ください。



【問い合わせ先】

大阪弁護士会 人権課(人権擁護委員会担当事務局)

TEL: 06-6364-1227

【アクセス】

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5

大阪弁護士会館

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

主催：大阪弁護士会